

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		犬山市空き家利活用改修費補助金 犬山市空き家利活用奨励金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市空き家利活用補助金等交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		今後増加する空き家を積極的に市場に展開させるために、空き家バンクに6か月以上掲載している物件に対して補助金及び奨励金を支出することによって、空き家が周辺に及ぼす環境悪化を防ぐ。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		—	0円	0円	950,000円		
		—	(0円)	(0円)	(550,000円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		空き家バンクに6か月以上掲載されている物件に対して、改修費の一部を補助及び利活用の際に奨励金を交付する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		改修費 補助率1/2 奨励金 所有権移転登記手数料等転居に係る経費			
		補助限度額		改修費 上限40万円(公共的利用の場合は80万円) 奨励金 上限3万円			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		空き家バンクが積極的に活用され、老朽化物件が補助金の活用により建替えや改修が促進することで、空き家周辺の環境改善につながり、市民生活の向上につながる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※平成30年度の実績に基づき作成しています。